令和6年度　渋川市税等　納税（付）案内

【総務部 納税課】
令和６年３月作成

１．納期限等一覧　　（口座振替ができる市税等）

納期限 （口座振替日）	固定資産税 ・ 都市計画税	軽自動車税 （種別割）	市県民税 森林環境税 （普通徴収）	国民健康保険税 介護保険料 後期高齢者医療保険料 （普通徴収）
令和６年４月３０日(火)	第１期			
令和６年５月３１日(金)		全期		
令和６年７月１日(月)			第１期	
令和６年７月３１日(水)	第２期			第１期
令和６年９月２日(月)			第２期	第２期
令和６年９月３０日(月)	第３期			第３期
令和６年１０月３１日(木)			第３期	第４期
令和６年１２月２日(月)				第５期
令和６年１２月２５日(水)			第４期	第６期
令和７年１月３１日(金)	第４期			第７期
令和７年２月２８日(金)				第８期

・各月の末日（12月は25日）が納期限です（ただし、これらの日が土曜日、日曜日、国民の祝日・休日の場合は、翌開庁日が納期限となります）。
・普通徴収とは、納付書等により納税(付)義務者本人が直接納める方法です。

２．納付書納付 及び 口座振替 取扱金融機関等

区分		納付書納付取扱金融機関等	口座振替取扱金融機関等
金融機関	銀行	群馬銀行、足利銀行、東和銀行、みずほ銀行（注）	群馬銀行、足利銀行、東和銀行
	信用金庫	北群馬信用金庫、利根郡信用金庫	同　左
	信用組合	ぐんまみらい信用組合	同　左
	農業協同組合	北群渋川農業協同組合、赤城橘農業協同組合	同　左
	その他	中央労働金庫、ゆうちょ銀行又は郵便局	同　左
コンビニエンスストア		MMK設置店、くらしハウス、スリーエイト、生活彩家、セイコーマート、セブン－イレブン、タイエー、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ハセガワストア、ハマナスクラブ、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストアー、ローソン、ローソンストア100	※コンビニエンスストア等で使用できる納付書 ① 30万円まで ② バーコード入り ③ 発行後１年以内
スマートフォン決済アプリ		PayPay、LINE Pay	
渋川市役所		本庁舎納税課・各行政センター	

（注）令和６年４月1日以降、みずほ銀行の窓口で納付する場合、後述する「地方税統一QRコード」が印刷されている納付書による納付以外は、手数料が徴収されますのでご了承ください。

＊QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

○「地方税統一QRコード」が印刷された納付書を利用すれば、次ページａ～ｃの納付が可能です（固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）、市県民税・森林環境税（普通徴収）、

国民健康保険税（普通徴収）に限ります）。

a　金融機関窓口

前ページ記載の金融機関のほか、全国の地方税統一QRコード対応金融機関での納税が可能です。対応金融機関は、「地方税ポータルシステム（https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/kinyukikan/）」にて、金融機関一覧の利用可能チャネル欄に「窓口（QR）」と記載されていますので、ご確認ください。

b　地方税お支払いサイト

地方税お支払いサイト（https://www.payment.eltax.lta.go.jp/）では、クレジットカード、インターネットバンキング等を利用した納税が可能です。

c　各種スマートフォン決済アプリ

アプリで地方税統一QRコードを直接読み取って納税してください。

※詳細は別紙リーフレットにてご確認ください。

３．口座振替の申込方法

(1)申込み先

●下記①、②のいずれかの場所でお申し込みください。申込用紙（口座振替依頼書）は、各窓口に備え付けてあります（通帳届出印の印影照合が必要のため、①をお勧めします）。

①　渋川市内にある口座振替取扱金融機関等（前ページの２の表中）

②　渋川市役所本庁舎納税課　又は　各行政センター

(2)申込み時にご持参いただくもの

①　金融機関等の通帳

②　通帳届出印

③　納税（付）通知書（ご持参した方が必要事項の確認を容易にできます）

４．口座振替申込時の注意点

①　納期限の１か月以上前までに、口座振替取扱金融機関等と納税課の双方で事務処理が完了するよう、日数に余裕を持ってお申し込みください。特にゆうちょ銀行の場合は、30～45日程度の日数が必要です（間に合わない場合は、翌期からの振替となります）。

②　固定資産税は同一所有者の固定資産ごと、軽自動車税（種別割）は同一所有者の車両ごと、国民健康保険税は同一世帯内の加入者ごとに、支払方法や異なる振替口座を指定できません。

③　固定資産が共有資産（複数人での所有）の場合、納税通知書をご確認いただき共有名義人を納税義務者欄にご記入ください（例：『 渋川太郎 外１名 』など）。

④　固定資産の所有者が賦課期日（毎年１月１日）現在死亡していて、所有権移転登記（未登記家屋については家屋名義人変更承認申請書の提出）がされていない場合、納税義務者欄は次のとおりとしてください。

- 現所有者（相続人代表者）が決まっている場合：現所有者氏名（現所有者申告書を提出した現所有者、又は本市からの通知で相続人代表者に指定された方の氏名）
- 現所有者（相続人代表者）が決まっていない場合：被相続人氏名（死亡された所有者氏名）

⑤　車検対象の車両については、軽自動車税（種別割）の納税証明書（継続検査用）を、６月中旬以降に発送します。この時期に車検を迎える車両を所有している方については、あらかじめ了承の上、口座振替をお申し込みください。

⑥　国民健康保険税の納税義務者は、世帯主です。
納税義務者欄には、世帯主の氏名を記入してください。

世帯主が国保の加入者でない場合でも、家族の中に国保の加入者がいる場合は、世帯主が納税の義務を負うことになります（国保加入者でない世帯主を擬制世帯主といいます）。

世帯主が変更になった場合は、改めて口座振替をお申し込みください。

⑦　介護保険料・後期高齢者医療保険料は、納税準備預金からは口座振替できません。

5．口座振替申込後の注意点

①　納期限の前に、口座残高が振替額未満とならないよう確認しておいてください（口座振替処理は、金融機関等が納期限の日の任意の時間に行うため、口座に当日入金されても口座振替できない可能性が高いです）。

②　納期限に口座振替できなかった（残高不足、口座名義人の死亡、口座廃止等）場合、再振替はできません。後日、送付される督促状（口座振替不能のお知らせ）で納めてください。

③　振替口座を変更する場合や、口座名義人の死亡で口座振替ができなくなってしまった場合は、改めて「口座振替依頼書」を提出してください。

④　口座振替済通知書は送付しません。納期限以降に通帳を記帳してご確認ください。

6．スマートフォン決済アプリ・地方税お支払いサイトによる納税（付）の注意点

①　領収証書は発行されません。

②　車検対象の車両については、軽自動車税（種別割）を納期限までに納税された場合のみ、軽自動車税（種別割）の納税証明書（継続検査用）を６月中旬以降に発送します（ただし、過年度に滞納がある場合を除きます）。車検で納税証明書の発行を急がれる方は、本庁舎納税課、各行政センター、金融機関、コンビニエンスストア等の窓口で納税してください。

7．督促状・催告書

①　納期限までに市税等を納税(付)されなかった方には、地方税法に基づき納期限から20日以内に督促状を送付しなければならないことになっています（一部納税(付)されている場合でも、残額について督促します）。督促状が届いた場合はすぐに納めてください。

②　納付書がお手元にない場合、本庁舎納税課までご連絡いただければ納付書を再送いたします。また、直接本庁舎納税課又は各行政センターへお越しいただければ、その場で納めていただくことができます。

③　督促状を送付しても納税(付)がない場合、催告書の送付や電話催告、滞納処分（差押）の対象となります。また、納期限を経過すると延滞金が発生しますので、ご注意ください。

④　金融機関等で納税（付）された場合、入金が確認できるまでに２週間程度かかる場合があります。このため、納期限後から督促状送付日までに納税（付）された場合、行き違いで督促状が届いてしまう場合がありますのでご了承ください（領収証書があれば行き違いという事がすぐに分かりますので、大切に保管してください）。

　また、催告書についても同様の理由により行き違いとなる場合がありますので、納期限までに納めていただきますよう、ご協力をお願いします。

8．延滞金

(1)延滞金とは

　定められた納期限までに納税(付)しないことを滞納といいます。滞納になりますと、本来納めるべき税額のほかに、延滞金もあわせて納めていただかなければなりません。

　延滞金は、滞納税額を計算の基礎として納期限の翌日から起算して納税(付)される日までの期間に応じて計算します（滞納税額が2,０００円未満の場合は発生しません。また、滞納税額に１,０００円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てます。更に、計算された延滞金額が１,０００円未満の場合は全額を、１００円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てます）。

(2)計算方法

①本則　　延滞金＝（税額×7.3%×A÷365）＋（税額×14.6%×B÷365）

②平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間

延滞金＝（税額×特例基準割合×A÷365）＋（税額×14.6%×B÷365）

③平成26年1月1日から令和２年12月31日までの期間

延滞金＝（税額×（特例基準割合＋1%）×A÷365）
＋（税額×（特例基準割合＋7.3%）×B÷365）

④令和３年1月1日以降の期間

延滞金＝（税額×（延滞金特例基準割合＋1%）×A÷365）
＋（税額×（延滞金特例基準割合＋7.3%）×B÷365）

A：納期限の翌日から１か月を経過する日までの日数

B：Aの翌日から、納付した日までの日数

(3)延滞金の割合（平成11年12月31日以前のAの期間の延滞金は①本則のとおりです。）

Aの期間	割　合
平成12年1月1日～平成13年12月31日	年4.5%
平成14年1月1日～平成18年12月31日	年4.1%
平成19年1月1日～平成19年12月31日	年4.4%
平成20年1月1日～平成20年12月31日	年4.7%
平成21年1月1日～平成21年12月31日	年4.5%
平成22年1月1日～平成25年12月31日	年4.3%
平成26年1月1日～平成26年12月31日	年2.9%
平成27年1月1日～平成28年12月31日	年2.8%
平成29年1月1日～平成29年12月31日	年2.7%
平成30年1月1日～令和２年12月31日	年2.6%
令和３年1月1日～令和３年12月31日	年2.5%
令和４年1月1日～令和６年12月31日	年2.4%

Bの期間	割　合
～平成25年12月31日	年14.6%
平成26年1月1日～平成26年12月31日	年9.2%
平成27年1月1日～平成28年12月31日	年9.1%
平成29年1月1日～平成29年12月31日	年9.0%
平成30年1月1日～令和２年12月31日	年8.9%
令和３年1月1日～令和３年12月31日	年8.8%
令和４年1月1日～令和６年12月31日	年8.7%

９．時間外窓口のご案内

本庁舎**納税課では、毎週火曜日に午後７時まで延長窓口を開設**しています。

火曜日が国民の祝日の場合は、翌水曜日に実施します（水曜日も国民の祝日の場合、その週は実施しません）。

１０．群馬県税の納税

群馬県税の一部（個人の事業税、不動産取得税、自動車税（種別割）、鉱区税）は、本庁舎納税課又は各行政センターで納税できます。

１１．課税内容や申告などのお問合せ先

税　目　等	賦課担当（課・係）	直通電話
市県民税・森林環境税	税務課　市民税係	22-2113
法人市民税、軽自動車税（種別割）、市たばこ税、入湯税	税務課　庶務・諸税係	
固定資産税・都市計画税	税務課　資産税係	22-2189
国民健康保険税、後期高齢者医療保険料	保険年金課　国保年金係	22-2429
介護保険料	介護保険課　介護給付係	22-2116

１２．納税（付）相談

指定された納期限までに市税等を納税（付）できないときは、そのままにせず、お早めに本庁舎納税課の窓口や電話にてご相談ください。ご相談は随時受け付けています。

納税（付）に関してお困りのことがありましたら、お気軽にご相談ください。

１３．納税(付)や納税(付)相談・口座振替などのお問合せ先

本庁舎納税課（直通電話 22-2390）　又は　各行政センター